

す、ついたちのありさまなどおなじ事也。日ごろのすぐるまゝになを水などいさせ給てやよからんと申せば、其さほふの御しつらひしてあたてまつる、いときむきころたえがたげにみえさせ給。

〔殿曆〕長治元年八月十日辛亥、依小禁不參內、十三日甲寅、依齋院善子內親王御。

〔長秋記〕元永二年九月廿日參梁園○輔仁御二禁有增氣廿三日參梁園丹波重忠語云宮御瘡與一昨日同事也○中宮仰云於瘡者不知增減此兩三日辛苦甚敢不可存命

○按ズルニ、輔仁親王、元永二年九月二十八日薨ズ。

〔台記〕久安四年十月一日乙卯、欲參宮及內、依二禁發頃俄止、此由觸外記傳聞、依上達部不參無政、依二禁止拜諸神之屬、

〔續世繼波の上の盃〕三月三日、曲水宴といふこと、六條殿にて此殿通師せさせ給ふときこえ侍り
き。○中四十にだにたらせ給はぬを、考かるべき御よはひなり、かぎりある御いのちと申しながら、御にきみの程、人の申し侍りしは、つねの御こと、申しながら、山の大衆のおどろく考く申
しけるもむづかしく、世の中心よからぬつもりにやありけんとも申し侍りき。

〔葉黃記〕寬元四年八月五日辛卯、院御二禁。頗御增氣，仍有御灸、百壯、長忠朝臣奉灸。廿二日戊申，依御二禁及御灸例不分明也。但仁安二年閏七月，後白河院御二禁雖不及御灸，醫師等有勸賞件記右。
注進了、有御感云々、醫師等料小椀飯被宛人々兩日調進了。

〔玉海〕承安二年九月廿日丙戌、午時許參內、依御不豫事也、依御物忌候、一間方、女房相逢云、去十七日未時許、有御浴殿事、其時始奉見付之、御腰上脊骨右方有御。二禁頗小程也。仍召遣醫師等成憲基、石園墓、重長定此中憲基早參、于時酉奉見之申云、今夜可奉付藍、實摺三大黃於藍、奉付之、而君之御療治、輒不可及、針灸以三大黃爲至極之治、仍申三大黃之由、バ、忽可思。